4　職員の服務の状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

（１）職員の服務違反（令和７年度）

（人）

区　　分	内　　容	処分等者数
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	1
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
休暇の不正利用・虚偽申請		0
職場内秩序びん乱		0
セクシュアル・ハラスメント		5
パワー・ハラスメント		3
教職員による児童生徒に対する非違行為		2
通常業務処理不適正		2
公金官物処理不適正		1
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		0

（２）営利企業等の従事許可（令和７年度）

許可件数	従　事　内　容
175件	・各種研修会等講師 ・各種審査会等委員 ・国勢調査員 ・スポーツ指導員・審判 ・農作業補助 ・不動産賃貸 ・原稿執筆・出版 ・日本語教室補助 ・登山ガイド・ネイチャーガイド ・保育園の保育補助業務 ・市町村消防団活動 ・大学における非常勤講師 ・研修会の講師 ・執筆、校正作業 ・モデル合唱団ピアニスト ・居住地区の市区公民館運営 ・木工製品企画、デザイン、製造、販売 ・試験監督官 ・衛生事務嘱託員 ・互助組合役員 ・投票立会人 ・有機農作物認証検査 ・要約筆記通訳 ・障害児通所支援事業所スタッフ 等